

令和5年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年8月31日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 8月31日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	8 番議員	星 哲 夫 君
2 〃	中 嶋 登 君	9 〃	玉 川 清 史 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	山 城 峻 一 君
4 〃	松 本 みゆき 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 1 番議員 滝 沢 幸 映 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
財 政 係 長	竹 内 優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ど も 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 3 5 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第 3 6 号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第 3 7 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 0 議案第 3 8 号 令和 5 年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について
- 第 1 1 議案第 3 9 号 令和 5 年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について
- 第 1 2 議案第 4 0 号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 3 議案第 4 1 号 令和 4 年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 4 2 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 4 3 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 4 4 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 議案第 4 5 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 議案第 4 6 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 議案第 4 7 号 坂城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 4 8 号 坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 4 9 号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 5 0 号 令和 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 3 議案第 5 1 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 4 議案第 5 2 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 5 議案第 5 3 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 6 議案第 5 4 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

副議長（中嶋君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、1番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長を務めます。何分にも不慣れでございますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

副議長（中嶋君） 会議規則第127条の規定により、7番 中村忠靖君、8番 星 哲夫君、9番 玉川清史君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

副議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

副議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日1日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりでございます。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により、午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

副議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、本日は滝沢議長さんが体調不良により欠席され、地方自治法の規定により中嶋副議長さんにその職務を行っていただいております。滝沢議長さんにおかれましては、一日も早い回復を願いますとともに、中嶋副議長さんにおかれましては、議長の大役をお務めになられますがよろしく願いいたします。

さて、今年の夏は、度重なる異常気象が日本列島を襲いました。

特に今月は、台風6号、7号等により、西日本を中心に広範囲で甚大な被害があったところであり、特にお盆に日本列島へ上陸した台風7号につきましては、一時、長野県を縦断するとの予測もされたことから、町におきましても台風の進路や状況等について注視するとともに、役場全体で万々に備えた体制を取ったところであります。

台風により被災された皆様には、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うところであります。

夏の台風は速度が遅く、迷走するため進路予測が難しいといった特徴がある中で、台風9号のほか、今週になって11号、12号も発生したところであり、今後の進路等につきまして注視していく必要があります。

また、この夏、当町におきましては、集中豪雨による大雨警報が幾度か発令されました。4年ぶりに開催した第46回町民まつり「坂城どんどん」におきましては、夕方から強い雷雨に見舞われたため、残念ながら夜のおどり流しは中止とさせていただいたところであります。

昼の部におきましては、ステージ発表や特別ゲスト「まなまる」さんによるライブのほか、恒例のこども広場やビアガーデンに大勢の方が訪れるとともに、夕方には、勇壮な太鼓演奏とみこしの練り歩きが行われ、横町・立町通りが熱気に包まれたところでありました。おどり流しこそ中止となりましたが、コロナ禍前と同様に、大勢の皆様にお祭りを楽しんでいただき、改めて開催にあたりご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

また、8月19日には、村上地区におきまして、落雷を起因とする住宅火災が発生するとともに、大雨に伴う前田用水等の増水により、立町地籍などにおいて、床上浸水5件、床下浸水4件の被害が発生いたしました。

被害に遭われた皆様には、町より見舞金の支給をさせていただきましたほか、災害ごみの受入れや被害状況の調査、罹災証明の発行案内など早期の対応を心がけており、被害に遭われた方が、一日も早く普段の生活に戻ることができるよう願っているところであります。

台風や大雨等による対応は、秋に向けて引き続き想定されるところであり、町では、今月18日に全町の自主防災会を対象とした「防災説明会」を開催し、避難情報を発令するタイミ

ングや情報の内容、ハザードマップの見方や避難行動要支援者名簿の活用などについて説明させていただきますところであります。

また、防災の日に先立ち今月27日には、南条小学校において、町総合防災訓練を開催いたしましたところ、南条地区の自主防災会や民生児童委員、消防団などのご参加をいただきました。

訓練では、令和元年東日本台風を教訓とした大雨による土砂災害と水害を想定し、住民への避難情報の周知のため、同報系防災行政無線による地区放送や移動系防災行政無線を使った情報伝達訓練をはじめ、避難所の開設・運営訓練、AED講習・応急手当訓練、また、水防団においては土のう作りや水防工法などの訓練も実施したところであります。

災害の未然防止や被害の軽減を図るためには、「自助・共助・公助」が大変重要であり、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えも大切であります。町としましても、今後も家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策に努めるとともに、命を守る行動の周知を図り、「安全で住み良い、災害に強いまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

また、今年は全国的に猛烈な暑さに見舞われております。坂城消防署の気象データによりますと、7月から8月の先週末までの間に、最高気温が35℃を超える猛暑日が24日、猛暑日を除き30度を超える真夏日は28日を数え、厳しい暑さが続いているところであります。

町及び千曲坂城消防本部において、「熱中症警戒アラート」の発表を町ホームページや「さかきまちすぐメール」でお知らせし、暑さ対策や水分補給など熱中症の予防と対処方法についての注意喚起を行っているところであります。

さて、国内外の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは、自動車を中心に消費の伸びが鈍化した一方で、住居、医療、金融・保険といった幅広い分野でサービス主導の消費回復が続いたことなどにより、4～6月の実質GDPは前期比年率プラス2.4%と、前期からの伸びは小幅ながら加速しております。

一方でヨーロッパにおきましては、ユーロ圏全体では、4～6月期の実質GDPは前期比年率プラス1.1%で前期から伸びは加速したものの、7月以降の景気には減速感が見られ、特に製造業の落ち込みが続く中で、サービス業も3か月連続で低下しており、加えて南欧を中心に、熱波による経済活動が停滞しているとともに、フランスにおける年金改革や移民系住民への対応をめぐる暴動の影響で外食や旅行観光が大幅に影響し、足元の景気に減速感が見られます。

また、中国におきましては、個人消費の停滞に加え、不動産市場の悪化など、ゼロコロナ政策解除後の景気回復に急ブレーキがかかっており、4～6月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス3.2%と前期（同プラス9.1%）から大幅に低下しております。

次に、国内の状況であります。内閣府による7月の「月例経済報告」では、「景気は、緩

やかに回復している。」との観測であり、先行きについても、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とし、特に公共投資においては「堅調に推移している」、企業の業況判断は「持ち直している」とされております。一方で、倒産件数においては「増加がみられる」とするなど、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある」としております。

長野県内の状況につきましても、財務省関東財務局が7月に発表した「最近の県内経済情勢」によりますと、「県内経済は、緩やかに持ち直している」とするとともに、日銀松本支店が同7月に発表した「金融経済動向」においても、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費等の個別観測から「長野県経済は、生産に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。」としているところであり、物価の上昇に不安要素はあるものの個人消費は緩やかに増加している一方で、企業の業況感は横ばいの動きとなっており、新型コロナウイルスの3類（同日「5類」に訂正あり）移行で個人消費は回復の勢いを増しているものの、海外経済の減速や資源高などに起因する物価高騰が幅広い産業に影響しているものと考えているところであります。

なお、当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は4社、マイナス11社、変わらないが4社で、売上げについてはプラスが7社、マイナスが8社、変わらないが5社となっております。

生産量、売上げとも、前回調査と比べプラスと回答した企業が減少しているとともに、前年同期との比較においても、マイナスと回答した企業が増加していることから、今後の動きを注視していく必要があると考えております。

一方で、雇用につきましましては、4～6月の実績が、総計でプラス124名と、前回調査時に比べ大幅に増加しており、来年4月の雇用予定についても、全企業が増員または減員分の補充を予定するなど、全体では69人の増員予定で、雇用情勢については回復の傾向がうかがえる結果となっております。

今後、社会経済の動向がさらに上向き、町内企業の経営環境が改善することを期待するところであります。

さて、令和4年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町税のうち町民税の個人分につきましては、令和3年度と比較しますと、マイナス12.0%となっておりますが、法人分につきましては、コロナ禍からの企業の業績の回復基調などによりプラス60.6%、約2億円の増、固定資産税につきましては、令和3年度において実施された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての事業所用家屋及び償却資産の軽減制度が終了となったこと等により、プラス6.3%、約8,600万円の

増で、町税全体では、前年度対比プラス7.3%、約1億8,800万円の増収となりました。

また、地方交付税につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことにより、普通交付税の算定基礎となる振替後の基準財政需要額が大幅に増額となり普通交付税に反映されたことから、地方交付税全体では、前年度対比プラス13.3%、約2億円の増額となっております。

また、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度の0.682から0.641と0.041ポイントの減となっておりますが、県内における順位につきましては昨年同様、77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位であります。

次に、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスや物価高騰対策に係る地方創生臨時交付金等の補助金等が交付されましたが、令和3年度に実施しました子ども1人当たり10万円の支給を行った子育て世帯臨時特別給付金給付事業分による減額で、前年度と比較し、約3億7,200万円の減となっております。

県支出金につきましては、介護施設整備事業に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金などにより、プラス19.3%、約6,900万円の増額となっております。

町債につきましては、国の方針による臨時財政対策債の大幅な減額などにより、マイナス34.3%、約1億7,400万円の減額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比プラス1.4%となる82億8,637万3千円です。

一方、歳出につきましては、町体育館耐震補強・大規模改修事業、開館20周年を迎えた「びんぐし湯さん館」リニューアル改修工事などを実施し、普通建設事業費全体では、前年度対比プラス35.6%、金額で約3億400万円増額の約11億6千万円となりました。

次に、義務的経費のうち扶助費につきましては、子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業の減により、前年度対比マイナス28.6%、人件費につきましてはプラス1.1%、公債費につきましてはプラス2.1%で、義務的経費全体では、マイナス8.7%の約2億4,100万円の減額であります。

その他の経費につきましては、食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などにより、補助費等が前年度対比プラス17.3%となりましたが、ふるさと寄附金の減額によるふるさとまちづくり基金積立金などの積立金がマイナス20.1%で、その他の経費全体ではプラス0.6%、約2,500万円の増額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比プラス1.1%となる81億7,749万5千円の決算となっております。

なお、令和4年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連

結実質赤字比率、将来負担比率におきましては、昨年度と同じくいずれもマイナス、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、3か年平均で前年度からマイナス0.5ポイントの7.9%となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ、健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の事業の進捗状況等について主なものを述べさせていただきます。

まず、産業用地開発に関する官民連携協定についてであります。7月28日に、昨年町で分譲しました南条産業団地の北西部に当たる農地約3.7ヘクタールの開発を計画している事業者と坂城町で、「テクノさかき産業用地開発事業における官民連携に関する協定」を締結いたしました。

この協定により、町と事業者が相互に連携協力し、役割を分担することで事業の円滑な推進を図り、地域産業の振興につなげてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、中心市街地街並み整備の一環として、昨年末に寄附を受けました鉄の展示館北側の土地等につきまして、建物の老朽化や、敷地内の竹木が倒木等の危険性も想定される中で、地元からも環境整備が要望されているところであり、早急に周辺の安全、衛生、景観の保全を図るため、9月から既存建物の解体及び敷地内竹木の伐採等を行い、当面の間、敷地の一部を駐車場として利用できるよう整備してまいりたいと考えております。

また、町の有形文化財に指定されております坂城町ふるさと歴史館にある「旧坂木宿本陣の表門」につきましても、屋根の老朽化による雨漏りなどで土壁の破損が見られたことから、屋根瓦のふき替え工事も含め修復工事に着手し、11月末の完成を目指して進めております。

なお、上平の旧久保家住宅につきましては、昨年度、旧久保家長屋門南側の工場建物を解体したところではありますが、その跡地につきましては、駐車場として利用するために、9月末を目途に整備を行う予定となっております。

次に、町文化センター耐震補強・大規模改修工事につきましては、施設の長寿命化と安全性の確保、利用者の利便性の向上を図ることを目的に、耐震補強工事とともに照明のLED化や、大会議室の音響性能を向上させるための天井工事、音響設備の更新、さらに、ステージ裏の控室のバリアフリー化などの大規模改修工事を行う予定であり、今月8日に入札を実施したところであります。本日、契約締結の議案を上程させていただきましたが、議決をいただいた際には、来年3月末の完成を目指して進めてまいりたいと考えております。

また、村上小学校東側の村上教員住宅につきましては、建築から40年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、今月、建物の解体に着手する予定としております。

なお、建物解体後の敷地につきましては、小学校来校者のほか、村上児童館の保護者の送迎

の際にも利用できるよう、11月末を目途に駐車場として整備を行う予定であります。

工事期間中は、近隣住民の皆様や施設を利用される皆様に、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、道路・橋梁関連事業であります。

まず、国道18号坂城・更埴バイパスにつきましては、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会におきまして、早期完成を目指す要望活動を、今月4日に千曲市、長野市、上田市と合同で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び長野県に対して行ったところであります。

坂城町区間の今年度の工事内容といたしますと、網掛地区において、道路土工、カルバート工及び排水構造物工などの工事のほか、上五明地区の一部では、引き続き、県埋蔵文化財センターによる発掘調査が行われるとともに、区間全体で用地買収済み土地の除草工、用地取得、物件移転等が完了した道路予定地の支障木の伐採・伐根・整地工事、木柵の設置工事などが行われる予定とお聞きしているところであります。

また、主要地方道坂城インター線の延伸につきましては、本路線の工事区間につきまして、先頃の県議会において、千曲川を渡り、国道18号バイパスの接続部に当たる区間までの路線変更が認められたことを受け、町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会におきまして、今月22日に県に対して、整備促進に向けた町単独の要望活動を行ったところであります。

町といたしましては、国道バイパス事業と併せ、坂城インター先線延伸事業の事業化につきましても進捗を図るべく、引き続き、国や県等の関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、昭和橋の修繕工事につきましては、国道側より1連目から3連目及び7連目から9連目の下流側の主構部の修繕工事を、渇水期となる11月より着手する予定としております。

また、舗装修繕工事としまして、町道A01号線四ツ屋地区において、昨年につきまして、路盤改良を含めた舗装工事の実施を予定しております。なお、舗装工事の施工時間につきましては、交通量など道路の利用状況を考慮する中、21時から朝6時までの夜間工事として実施する予定であります。

昭和橋修繕工事と併せまして、工事期間中は交通規制等を行うこととなるため、通行する皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、新型コロナワクチン秋開始接種につきましては、一定のワクチン量の確保や配送等の期間を考慮し、準備が整い次第、実施することが国により決定されております。

秋開始接種の対象となるのは、1・2回の初回接種を実施済みで、春開始接種で接種を受けた方も含めた生後6か月以上の方全員とされ、接種に使用するワクチンは、現在新型コロナウイルス感染症の流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを基本とすることとされており、町におきましてもこれまでと同様に、文化センター体育館での集団接種の

実施に向けた準備を進めているところであります。

65歳以上の皆様に対しては、7月に意向調査を実施いたしましたが、町の集団接種を希望し、「ワクチンはおまかせでよい」と回答された方には、接種日時を指定し、ご案内させていただく予定であります。

また、64歳以下の方で接種を希望される方については、「ながの電子申請サービス」により申請を受け付けており、申請いただいた方には、後日予約に必要な接種券等をお送りしますので、ご自身で予約の上、接種を受けていただきますようお願い申し上げます。

なお、町の集団接種につきましては、引き続き鹿教湯病院様にご協力をお願いする中で、10月下旬からの開始を想定しており、10月初めには接種日時の通知または予約に必要な接種券等をお送りする予定であります。

さて、今年度も終戦記念日の8月15日に、坂城テクノセンターにおいて「第68回坂城町二十歳のつどい」が開催されました。

20歳を迎えた111名の皆さんが出席され、二十歳を祝う式典と記念撮影を行ったところでありました。

「二十歳のつどい」実行委員の代表からは、これまで支えてくれた家族などへの感謝とともに、社会に貢献していけるよう頑張りたいなどの思いが述べられ、頼もしく感じたところでありました。

それぞれの目標に向かい、今後大いに活躍されることを期待するところであります。

さて、明日、9月1日には、第29回「テクノさかき工業団地まつり」が4年ぶりに開催されます。

このお祭りは、当初、工業団地内企業の従業員の皆様の親睦などを目的として始まったものでありますが、回を重ねるごとに地域に親しまれ、現在では地域全体の大きなイベントとなり、小さなお子さんからお年寄りまで大勢の皆様が楽しみにされているお祭りとなっております。

今年は、「さかきハッピープラス」の演奏やお笑いライブ、恒例の花火大会など、コロナ禍以前の形態での開催が予定されていますので、多くの皆様にご来場いただき楽しんでいただければと考えております。

また、明後日の9月2日から11月19日まで、鉄の展示館におきまして「第16回お守り刀展覧会」を開催いたします。

この展覧会は、全国の刀匠や刀職者から出展されたコンクールの受賞作品を展示し、日本の伝統美術工芸職人による刀剣美術をご覧いただける、またとない機会となっておりますので、多くの皆様にご来館いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、9月18日の「敬老の日」を迎えるにあたり、町内で在宅の高齢者の皆様に対して、長寿のお祝いと敬老の意を表し、9月9日には敬老訪問を行う予定としております。

今年度は、先週末時点で、88歳の米寿の方が90名、99歳の白寿の方が7名、100歳以上の方が13名で、合計110名の皆さんが敬老慶祝事業の対象となっております。また、当町の最高齢は大正9年生まれの103歳の方でございます。

さて、長野県パートナーシップ届出制度の運用が8月1日から始まり、当町におきましてもサービス提供を開始したところであります。

本制度につきましては、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーであるお二人が、互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出て、県が交付した届出受領証明書等の提示をするなどにより、一定の行政サービスを受けることができるものであります。町では引き続き、広報やホームページを通じ、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、昨年度より新たな取組として実施している「空き家対策住民啓発事業」についてであります。7月8日に「空き家対策セミナー」を、今月19日には「空き家対策講座」を開催し、空家の予防と活用や売買につきまして、司法書士や宅地建物取引士の方にご講義をいただいたところであります。

来月26日には、「空き家の活用」を、また10月24日には「空き家の処分」をテーマに相談会の開催を予定しているところであります。

毎年、全国各地からご寄附をいただいている「信州さかきふるさと寄附金」につきましては、7月末現在、果樹類を中心に1,883件、3,151万9千円の寄附申込みをいただいております。

8月には、インターネットを通じて寄附の受付を行うポータルサイトを1社追加するなど、今後もふるさと寄附を通じ、町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

次に、補正予算についてであります。

まず歳入につきましては、地方交付税及び国庫支出金等を増額する一方で、基金等からの繰入金及び町債を減額いたしました。歳出につきましては、令和6年度開始の個人住民税の特別徴収税額通知の電子化及び森林環境税に係るシステム改修委託料、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金及び出産・子育て応援交付金、また、中小企業融資に係る保証料補給金、降雪に備えた町道及び林道の除雪作業に関する費用、花と緑のまちづくり事業において千曲川ばら公園内の施設整備工事費のほか、現状の職員体制に合わせた人件費などについて計上いたしました。

以上、令和4年度の決算状況と令和5年度の事業の進捗状況並びに9月補正予算の主な内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、人事案件が5件、契約の締結が2件、一般会計・特別会計の令和4年度の決算認定が6件、条例の制定及び一部改正が3件、令和

5年度の補正予算が5件の計22件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

先ほどの発言の中で、新型コロナウイルス3類移行と申し上げましたが、これは5類移行でございます。失礼いたしました。

◎日程第4「諸報告」

副議長（中嶋君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和5年3月31日現在の経営状況報告書の提出がございます。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりでございます。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりでございます。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

副議長（中嶋君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第11「議案第39号 令和5年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

副議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第5の案件から議案第39号まで、続けてご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる中村清子氏に代わり、長谷川明美氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

長谷川氏は、昭和57年中野市立科野小学校教諭として勤務されて以降、上田市及び千曲市の多くの小学校で教諭として平成28年まで勤務されました。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

中村氏には、1期3年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼を申し上げます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

次に、専決第11号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,514万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億5,569万8千円（同日「73億5,569万8千円」に訂正あり）といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、生活困窮者価格高騰特別対策事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する県支出金1,550万円、財政調整基金からの繰入金964万9千円をそれぞれ増額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、原油価格・物価高騰等による経済的負担を軽減するため、低所得の世帯及びその子育て世帯の支援として、生活困窮者価格高騰特別対策事業に係る経費1,150万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費400万円のほか、確定申告等に伴う法人町民税などの税償還金・還付加算金840万円、南条保育園空調設備更新工事120万円をそれぞれ増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

次に、議案第35号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって玉木守二委員の任期が満了となりますが、引き続き、地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を固定資産評価審査委員会委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和5年10月1日から3年間であります。

次に、議案第36号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、千曲市、坂城町、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・坂城町等公平委員会の委員について、本年11月20日をもって鈴木恒夫委員の任期が満了となりますが、引き続き、経験豊富で人格、識見ともに優れている同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は令和5年11月21日から令和9年11月20日までの4年間であります。

続きまして、議案第37号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日付で農業委員が辞任したことに伴い、柳澤一男氏を新たな農業委員会委員として任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

柳澤氏は、農業に関する見識が高く、豊富な経験と知識を有しており、また、地域の信望も厚く、職務を行うにふさわしい方であります。

なお、任期は、任命の日から現農業委員の任期が満了する令和6年5月17日までであります。

続きまして、議案第38号「令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町文化センターの耐震性の確保と利便性の向上を図るため、耐震補強及び大規模改修工事を施工する請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容といたしましては、耐震診断判定書に基づく耐震補強と防災設備の設置・機能改善・省エネ化に向けた大規模改修を行うものであります。

契約金額は4億7,850万円で、契約の相手方は岡谷・関口建設工事共同企業体であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和6年3月29日までであります。

最後に、議案第39号「令和5年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、故障時等における迅速な対応を図るため、びんぐし湯さん館等に温泉を供給している上平島温泉源泉の水中ポンプの予備機1基の調達に係る売買契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、契約金額は594万円で、契約の相手方は、清水機工株式会社千曲本社であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

またちょっと間違ったようであります。専決第11号の歳入歳出予算の総額で、75億5,569万8千円と言いましたが、73億5,569万8千円に訂正願います。失礼いたしました。

副議長（中嶋君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第6「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第11号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第7「議案第35号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第8「議案第36号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第9「議案第37号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

◎日程第10「議案第38号 令和5年度坂城町文化センター耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第11「議案第39号 令和5年度上平島温泉源泉水中ポンプ売買契約の締結について」

副議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

10番（山城君） ポンプの件なんですけれども、2点お伺いします。まず入札に参加した企業は何社で最高の入札額が幾らか、この点についてまずお聞かせください。

企画調整係長（宮下君） ただいまの山城議員さんのご質問にお答えいたします。まず、入札に参加した企業でございますが、2社でございます。また、最低の落札した金額が今回の議案の594万円でございます。

副議長（中嶋君） 今、調べていますからちょっとお待ちください。

企画調整係長（宮下君） 最高の金額ということで、そちらは616万円となっています。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

副議長（中嶋君） ここで、地方自治法第117条の規定により、宮入健誠君の退席を求めます。

（宮入健誠議員 退席）

副議長（中嶋君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時08分～再開 午前11時08分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

日程第12「議案第40号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

て」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

副議長(中嶋君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) では、議案第40号「坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日付で農業委員が辞任したことに伴い、宮入健誠氏を新たな農業委員会委員として任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

宮入氏は、豊富な経験と知識を有し、中立の立場で公正な判断ができ、また、地域の信望も厚く、職務を行うにふさわしい方であります。

なお、任期は、任命の日から現農業委員の任期が満了する令和6年5月17日までであります。

以上、ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

副議長(中嶋君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第12「議案第40号 坂城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)同意」

副議長(中嶋君) ここで、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時12分～再開 午前11時12分)

副議長(中嶋君) 再開いたします。

日程第13「議案第41号 令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第26「議案第54号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」までの14件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

副議長(中嶋君) 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、議案第41号から議案第54号まで続けて説明申し上げます。

まず、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額82億8,637万3千円、歳出総額81億7,749万5千円、歳入歳出差引額1億887万8千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から、事業の実施時期や工期の関係で令和5年度へ繰り越した町道A01号線等の道路改良事業や、橋梁修繕事業などの繰越事業の充当財源となる6,248万8千円を除いた4,639万円であります。

この実質収支額から財政調整基金に繰り入れた2,400万円を除く2,239万円が令和5年度への繰越金であります。

まず、歳入の主な内容といたしましては、自主財源のおよそ6割を占める町税につきましては、法人町民税の増収等により、令和3年度と比較しプラス7.3%、約1億8,800万円の増額となりました。

また、地方交付税につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことで、普通交付税の算定の基礎となる基準財政需要額は増額となり、普通交付税として交付されたことから、プラス13.3%、約2億円の増額となりました。国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症、物価高騰への対策費用として、地方創生臨時交付金等は交付されましたが、令和3年度で実施した子育て世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金の減額等により、約3億7,200万円の減額となりました。

続いて、歳出の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症、物価高騰への対策に要する費用として、地方創生臨時交付金約1億7,400万円を活用し、好評により今年度も実施した「さかきのお店応援券事業」、スタンプラリー事業など、事業者や町民への支援の取組や、物価高騰等の影響を大きく受けた運送事業者や中小企業等への事業継続支援金事業のほか、農業資材価格等高騰対策事業などを実施いたしました。

また、コロナ禍におけるデジタル化を推進するため、住民票等コンビニ交付事業を開始し、利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカード取得者にプリペイドカードを配布したマイナンバーカード普及促進事業を実施いたしました。

ハード事業といたしましては、開館20周年を迎えたびんぐし湯さん館リニューアル改修事業に約2億8,500万円、ボルダリング施設を新設した町体育館の耐震補強・大規模改修事業に約2億8,400万円、昭和橋等の橋梁修繕事業に約1億5,600万円などを支出したところであります。

決算の詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。

また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

議案第42号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億6,675万5千円、歳出総額13億6,527万5千円で、歳入歳出差引残額は148万円となります。このうち75万円を国民健康保険基金に積み立て、73万円を令和5年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億6,911万2千円、県支出金9億9,923万7千円、一般会計繰入金8,347万1千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費9億8,415万5千円、事業費納付金3億4,772万3千円、保健事業費1,596万7千円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額は、前年度と比較しますと3.7%の減となっております。

議案第43号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7億8,081万7千円、歳出総額7億8,081万7千円で、歳入歳出同額となっております。

歳入の内容といたしましては、用地の売払いによる財産収入7億8,081万7千円であり、歳出の内容といたしましては、用地の土地取得費7億8,081万7千円であります。

議案第44号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、主に坂城・南条・中之条地区の整備により、令和4年度末で供用面積は595ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は96%となりました。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額8億2,278万7千円、歳出総額8億423万3千円で、繰越明許費繰越額の1,818万7千円を除いた36万7千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容といたしましては、受益者負担金8,351万3千円、下水道使用料1億8,257万2千円、国からの交付金4,022万4千円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町債1億1,630万円であります。

歳出の主な内容といたしましては、上流処理区維持管理負担金7,865万8千円、下水道管渠工事費2億672万9千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金1,067万7千円、長期債元利償還金3億8,938万1千円であります。

議案第45号「令和4年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額13億8,484万5千円、歳出総額13億6,117万6千円で、歳入歳出差引残額は2,366万9千円となり、このうち20万円を支払準備基金に積み立て、2,346万9千円を令和5年度に繰り越したところで

あります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料3億431万4千円、国庫支出金3億2,804万1千円、支払基金交付金3億3,888万円、県支出金1億8,604万4千円、繰入金1億8,918万5千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億449万円、基金積立金4,021万4千円、地域支援事業費6,280万8千円であります。

前年度と比較し、保険給付費は1.3%の減、地域支援事業費は15.4%の増でありました。

議案第46号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和4年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億4,722万5千円、歳出総額2億4,722万円で、歳入歳出差引残額は5千円となり、全額を令和5年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1億9,963万円、一般会計繰入金4,711万8千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億4,568万6千円、事務費等総務費114万3千円であります。

続きまして、議案第47号「坂城町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、総務省による公営企業会計の適用への要請により、令和6年度より、坂城町下水道事業特別会計から地方公営企業法に適用する公営企業会計への移行に伴い、本条例を制定し、併せて坂城町下水道事業特別会計条例を廃止するものであります。

その背景といたしましては、下水道事業などの公営企業が、人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大のほか、国・地方を通じた厳しい財政状況にあることなど、取り巻く状況が変化し改革が必要であることから、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、地方公営企業法の規定する財務規定等を適用し、複式簿記による経理処理など経営の見える化により、経営基盤の強化を図るものであります。

続きまして、議案第48号「坂城町生活環境保全条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、条例中で引用する特別措置法の条項に関して、法改正に伴う条ずれを改めるものであります。

続きまして、議案第49号「坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、金融機関と保証協会の間における保証申込手続の電子化により、県制度資金に係る申込手続の手順が改定されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、資金のあっせん決定に係る通知先に関して、金融機関及び保証協会としていたものから保証協会を削るものであります。

続きまして、議案第50号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,601万円を増額し、歳入歳出予算の総額を74億170万8千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方交付税3億1,055万4千円、国庫支出金569万5千円、前年度繰越金1,238万9千円をそれぞれ増額し、基金等からの繰入金2億6,538万5千円、町債1,803万5千円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、令和6年度開始の個人住民税の特別徴収税額通知の電子化及び森林環境税に係るシステム改修委託料339万3千円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金300万円、出産・子育て応援給付金300万円、中小企業融資に係る保証料補給金750万円、町道及び林道の除雪作業に要する費用1,100万円、バラ公園施設整備工事費230万円をそれぞれ増額するものであります。

また、人件費につきまして、現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

続きまして、議案第51号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,716万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金22万9千円を増額し、歳出の内容につきましては、保健普及衛生費3万3千円、基金積立金19万6千円を増額するものであります。

続きまして、議案第52号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億1,778万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金36万7千円を増額し、歳出の内容につきましては、職員人件費等854万9千円を減額し、工事請負費854万9千円、一般会計繰出金36万7千円を増額するものであります。

続きまして、議案第53号「令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい

て」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,346万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,514万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金2,346万8千円を増額し、歳出の内容につきましては、国庫支出金返還金1,720万円、支払基金交付金返還金310万8千円、県費支出金返還金310万3千円をそれぞれ増額するほか、事業の実施状況に応じて一部予算の組替えを行うものであります。

最後に、議案第54号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億5,779万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金4千円を増額し、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金4千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（中嶋君） 続いて、各課長等に、議案第41号「令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに歳入について説明を求めます。

財政係長（宮嶋君） 令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

初めに、歳入全般について決算書の事項別明細書13ページから、及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書事項別明細書の13ページから14ページにかけての款1町税につきましては、歳入総額が27億7,811万5千円で、前年度と比較しまして、率にしてプラス7.3%、金額で1億8,788万7千円の増収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比マイナス12.0%、法人分では、コロナ禍から企業の業績は回復基調によりプラス60.6%、町民税全体ではプラス8.4%、9,837万3千円の増、固定資産税につきましては、新型コロナに係る特例による軽減が終了したことにより、プラス6.3%、軽自動車税はプラス4.2%、町たばこ税はプラス8.3%、入湯税につきましてはマイナス8.1%という状況でございました。

続いて、款2地方譲与税でございます。令和元年度から交付されている森林環境譲与税のほか、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税が交付され、決算額は6,751万3千円、前年度対比プラス0.8%となりました。

次に、交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額77万円で、前年度に対

し57万3千円の減、款4配当割交付金は、決算額939万4千円で105万8千円の減、14ページから15ページにかけての款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額686万1千円で、440万円の減となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、法人事業税の収入額の一部を、県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、令和4年度の交付基準については、経過措置により法人税割3分の1、従業者数割3分の2で交付され、当町の交付額は6,784万6千円で、前年度に対し2,000万5千円の減となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、決算額は3億8,478万2千円で、前年度対比プラス1.7%、635万4千円の増でございます。

続きまして、款8環境性能割交付金につきましては、自動車購入時に自動車の環境性能に応じ賦課される税金を財源として、その一部が県から交付され、決算額は445万7千円で、前年度に対し16万3千円の減となっております。

次に、15ページから16ページにかけての款9地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分や、固定資産税の軽減に係る減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付され、地方特例交付金全体の決算額は1,771万3千円で、前年度に対し8,451万4千円の減となっております。

続きまして、款10地方交付税でございます。4年度の普通交付税は臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減額となったことにより、算定の基礎となる振替後の基準財政需要額が増額算定となり、普通交付税として反映されたことに加え、国の補正予算により地方交付税の総額が増額となったことから、交付額については前年度対比プラス14.3%、1億9,811万7千円の増となりました。

また、特別交付税につきましては、前年度に対し204万8千円の増額となり、地方交付税全体の決算額17億354万円で、前年度対比プラス13.3%、2億16万5千円の増となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、決算額150万3千円で、前年度に対し18万5千円の減でございます。

次に、16ページから17ページにかけての款12分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合稼働延長負担金の減額などにより、決算額3,448万1千円、前年度に対し3,627万4千円の減、19ページにかけての款13使用料及び手数料につきましては、決算額6,631万3千円、前年度に対し154万8千円の減でございます。

続きまして、19ページから23ページにかけての款14国庫支出金につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、新型コロナウイルス予防接種事業、地方創生臨時交付金等の補助金等が交付されましたが、前年度に実施した子育て世帯臨時特別給付金

事業に係る補助金の減などにより、前年度に対し3億7,234万3千円減少し、決算額は9億1,886万5千円でございます。

次に、23ページから26ページにかけての款15県支出金につきましては、決算額4億2,656万1千円で、介護施設整備に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金等の交付により、前年度対比プラス19.3%、6,912万円の増でございます。

27ページから28ページにかけての款16財産収入につきましては、普通財産の貸付けや基金積立金利子が主なものであり、決算額は2,567万円で、前年度に対し573万7千円の増となっております。

続きまして、28ページの款17寄附金につきましては、ふるさと寄附金などにより、決算額は1億6,193万5千円、前年度に対し1億886万9千円の減となっております。

次に、28ページから29ページにかけての款18繰入金につきましては、事業の目的に応じた特定目的基金からの繰入れが主なもので、町温泉施設改修工事に伴うびんぐし湯さん館施設整備等基金からの繰入れなどにより、決算額は7億3,999万9千円で、前年度に対し4億2,963万5千円の増、款19繰越金につきましては、決算額5,216万1千円で、前年度に対し919万2千円の増となっております。

29ページから32ページにかけての款20諸収入につきましては、主なものは町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等で、決算額は4億8,562万9千円、前年度対比プラス1.2%でございます。

歳入の最後になりますが、32ページから33ページにかけての款21町債につきましては、決算額3億3,226万5千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、町体育館耐震補強工事に係る緊急防災・減災事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債の発行を行いました。

臨時財政対策債が大幅に減額となったことにより、前年度対比マイナス34.3%、1億7,378万8千円の減となっております。

以上、歳入総額は82億8,637万2,836円で、前年度対比プラス1.4%、1億1,082万2千円の増となりました。なお、調定に対する収納率は全体で97.7%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

副議長（中嶋君） 次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費は省略いたします。

総務課長（関君） 歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細につきましては、「令和4年度主要施策の成果及び実績報告書」をご覧くださいと存じます。

それでは、決算書38ページをご覧ください。41ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等、経常的経費でございます。

なお、総務一般経費のうち、40ページの節12健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、会計年度任用職員が受診しており、職員が何らかの形で健診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。

41ページにかけての職員研修事業につきましては、人事評価研修、メンタルヘルス研修、専門研修及び階層別研修などを実施いたしました。

職員厚生事業につきましては、市町村職員互助会の負担金などでございます。

目2文書費につきましては、役場全体の文書発送用の通信費、複写機の賃借料、例規集のデータベースシステム等の使用料が主なものでございます。

42ページにかけての目3財政管理費は、町全体の有料道路通行料などのほか、財政調整基金、減債基金、広域行政事業基金への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては、「広報さかき」に掲載するほか、主要施策の成果及び実績報告につきましては、町ホームページで公開しております。

会計管理者（大橋君） 続きまして、42ページ、目4会計管理費につきましては、節10需用費のうち印刷製本費は、決算書、封筒などの印刷、節11役務費につきましては、公金収納、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、目5財産管理費は、町の普通財産の管理等に係る除草等の委託経費が主なものでございます。

次に、目6企画費であります。43ページにかけての企画政策推進経費では、節18で長野・上田両広域連合への負担金のほか、町の移住定住人口の増加を目指して、移住体験ハウスへのエアコン設置等の工事費や、町内に住宅を新築された方などに交付した移住定住促進事業補助金が主なものでございます。なお、高校生タイ国研修事業につきましては、令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止といたしてございます。

44ページにかけての温泉管理事業につきましては、開館から20周年を迎えたびんぐし湯さん館のリニューアルに係る温泉施設維持補修工事費や、設備更新に係る製造委託のほか、節18では燃料費の高騰などによる経営への影響を考慮して、指定管理者の町振興公社に対し持続化負担金を支出いたしました。

45ページにかけてのまちづくり推進事業では、節7で行政協力員の謝礼、節12では文書配布等の行政事務委託、節18では地域づくり活動の支援として、地域が行うコミュニティ活動に助成を行ったほか、節24での信州さかきふるさと寄附金などの基金積立てが主なものでございます。

続きまして、国際交流事業では、節18で長野地域連携中枢都市圏事業の外国人向け日本語

教室の実施に係る負担金を支出いたしました。なお、町国際交流協会では、独自に創設したウクライナ支援基金を通じ、これまでに750万円を超える義援金をお寄せいただいております。

スマートタウン構想事業であります。住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどを対象に、家庭におけるエネルギーの効率的な利用促進に向け補助を行いました。

続きまして、ふるさと納税事業につきましては、節7のふるさと寄附をされた方への返礼品代のほか、寄附者への利便性を高め、全国から寄附を受けやすい体制を整えるため、節12でのインターネット活用などに係る業務委託が主なものでございます。

続きまして、目7広報広聴費であります。46ページにかけての広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保守などに係る経費で、主なものは節12のインターネット系サーバーとシステムの保守に係る委託料、節13のシステムの使用料とハードウェアのリース料などがございます。

広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷製本が主なもので、電子自治体事業は、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて構築されたLGWANについて、幅広く業務に活用するための増設工事を行ったほか、節13のデータセンターの使用料やネットワーク機器の賃借料、節18においては県へのネットワーク負担金といったものが主なものでございます。

47ページにかけまして、目8電算費であります。行政事務等に係る電算化の経費が主なもので、節12において機器等の保守料、節13ではソフトウェアの使用料及びハードウェアのリース料、節18では社会保障・税番号制度の運用に必要な中間サーバーの負担金を支出いたしました。

また、繰越電算一般経費では、転出転入ワンストップサービスへの対応としてシステム改修を行ったものでございます。

総務課長（関君） 48ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房、空調機器設備の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。工事請負費にて役場庁舎4階内壁タイル改修工事を、備品購入費にて庁用車の更新を行いました。

なお、繰越業務管理費一般経費におきましては、ダンプの更新を行っております。

住民環境課長（山下君） 48ページ、目11防犯対策費でございますが、節10需用費の主なものは、防犯灯に係る電気料の光熱水費、節14は防犯灯の設置工事、節18は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして、目12交通安全対策費の主なものは、節7交通指導員などの報償費のほか、節10需用費のうち、毎年新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品、節

18は千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等でございます。

49ページ、目13消費生活費の主なものは、節7消費生活展に係る謝礼のほか、節18は高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための特殊詐欺防止装置取付費補助金でございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、50ページにかけての目14男女共同参画推進費であります。節7で3年ぶりに開催をいたしました女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼、節18では女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助などが主なものでございます。

総務課長（関君） 50ページの目16住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、令和3年度に引き続き令和4年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ1世帯当たり10万円を給付したもので、節18の給付金以外は給付に係る事務的な経費でございます。

繰越住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、令和3年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ給付金及び給付に係る事務経費でございます。

収納対策推進幹（細田さん） 続きまして、50ページから52ページにかけての項2徴税費、目1税務総務費につきましては、主に職員及び一般職非常勤職員の人件費等経常的経費のほか、節18負担金補助及び交付金における長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、目2賦課徴収費につきましては、主なものは節10需用費の印刷製本費では、町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷に係る費用、節11役務費の通信運搬費では、町税等の納税通知書等の送付に係る郵送料等、節12委託料は住民税固定資産税等の課税に係る電算処理業務委託料や、令和6年度基準固定資産税評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。また、節22償還金・利子及び割引料は、個人町民税や法人町民税等の税額確定及び税額更正によります過年度過誤納金の還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（山下君） 53ページから54ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。そのほか、節7報償費はマイナンバーカードの普及促進用に交付したプリペイドカードの経費、節12委託料は住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託費、節13は住民基本台帳システム、総合戸籍システムの機器等に係る使用料でございます。

総務課長（関君） 54ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。

55ページ、目3参議院議員選挙費は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙に係る経費でございます。

56ページにかけての目4長野県知事選挙につきましては、8月7日執行の長野県知事選挙に係る経費でございます。

57ページにかけての目6県議会議員選挙につきましては、本年4月9日に予定していた県議会議員選挙に要した経費でございますが、ポスター掲示板の設置など、令和4年度中に行った事前準備に係る経費でございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、57ページの項5統計調査費のうち目1統計調査総務費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

目2委託統計調査費では、学校基本調査のほか、本年度が本調査となっております住宅土地統計調査における単位区設定や、令和4年10月1日を基準日とした就業構造基本調査を実施いたしました。

総務課長（関君） 58ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

副議長（中嶋君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（鳴海さん） 午前に引き続きまして、決算書58ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費からご説明いたします。59ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。また、節24にて保健福祉等複合施設建設に向け、基金積立てをいたしました。

60ページにかけての社会福祉協議会補助事業は、社協の円滑な運営を支援するための社会福祉協議会補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

生活困窮世帯緊急支援金給付事業は、物価高騰により生じる経済的負担を軽減するため、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金の給付の対象とならない生活困窮者に対して支援金を支給いたしました。

住民環境課長（山下君） 続いて、60ページ、目2国民年金事務費でございますが、主なものは節10需用費のうち印刷製本費で、二十歳のつどいの対象者に啓発物品を作成し、配布、啓発いたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目3老人福祉費でございます。61ページにかけての老人福祉一般経費は、節18にて長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等への負担金、補助金のほか、老人福祉施設整備事業補助金を町内に開所した介護施設事業者に支出いたしました。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀会行事への補助、敬老祝金事業が主なものでご

ございます。

高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎などの外出支援サービスに要した経費でございます。

62ページにかけての介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険料軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などがございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか光熱水費、燃料費が主なものでございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。63ページにかけての心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金のほか、町内の障がい福祉事業所について、物価高騰による負担軽減をするため助成金を支出いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族などに慰労金を支給いたしました。

福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

64ページにかけての心身障がい者町単事業は、新たに精神障がい者の入院医療費の助成を行ったほか、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託費など事務的な経費でございます。

65ページにかけての介護・訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付費が主なものでございます。

自立支援医療事業費は、身体障がい者の障がいの除去・軽減を図るための更生医療などについて、自己負担分に対する給付を行ったものでございます。

補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等、身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

66ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、66ページから67ページにかけての目5人権同和推進費の主なものは、節12で同和対策集会所の管理委託、節18では解放運動団体への補助金を交付したほか、節14では網掛園芸施設の解体撤去工事を行っております。

次に、68ページにかけての目6隣保館運営費は、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費が主なもので、隣保館ふれあい交流フェスティバルにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。

また、節14にて隣保館の階段屋根防水工事及び階段内装の修繕工事、自動火災報知設備の更新工事を実施しております。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、目7高齢者対策費は、養護老人ホームの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございます。69ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、会計年度任用職員の人件費、介護予防に係るケアマネジメント業務委託が主なものでございます。また、町内介護保険事業所に対して、物価高騰支援助成金を支出いたしました。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3から5の方や、重度障がいの方が日常生活している居室や浴室などを改修することに要した経費の一部を補助いたしました。

70ページにかけての高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のための生きがい活動支援通所事業、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社会福祉協議会に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として、介護者慰労金の支給をはじめ寝具洗濯等サービスの委託や、介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報償、緊急通報システム、あんしん電話と水道メーターによる見守りシステムの運用に要する経費が主なものでございます。

71ページにかけての目9電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業は、価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し負担を軽減するため給付をいたしました。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をしたものでございます。

出産祝金事業は、出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したものでございます。

72ページの障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に生活支援を行うため、ひとり親世帯以外について対象児童1人につき5万円の支給を行ったほか、償還金として令和3年度に実施した給付金の精算による国庫返還金が主なものでございます。

73ページにかけての低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業は、県が実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について、事業に係る制度周知などの事務を町が実施したものでございます。

子育て世帯等臨時特別給付（先行給付）支給事業と、子育て世帯等臨時特別給付金支給事業は、令和3年度に実施した給付事業で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯について支援したもので、事業の精算に伴う国庫返還金でございます。

子育て世帯物価高騰支援事業は、エネルギーや食料品等の価格高騰により大きな影響を受ける子育て世帯に対し、物価高騰による負担を軽減するため、町独自の支援金を給付いたしました。

次に、目2母子父子等福祉費でございます。74ページにかけての母子父子等福祉事業費では、母子父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学、高校の卒業時に激励祝金の支給などを行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

子ども支援室長（橋本君） 続きまして、74ページから75ページにかけての目3保育園総務費でございますが、人件費をはじめ、節10の3園分の賄材料費、節12の給食調理業務委託料など、経常的経費が主なものでございます。

76ページから80ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものとしましては、需用費では、ガス代や灯油代の燃料費、電気代・水道料等の光熱水費、また委託料では、施設や機械類の保守管理料でございます。

80ページから81ページにかけての目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、81ページの目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費のほか、児童館運営に係る消耗品、児童図書等の備品の購入費でございます。

81ページから83ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、支援センター職員等の人件費をはじめ、子育て支援センターの運営に関わる経常的経費でございます。子育てに関する総合相談窓口としまして専門職である公認心理師や家庭児童相談員、保育士を配置し、相談体制の充実に努めたほか、行事やイベントの実施、子育てに関する講座などを行いました。また、センターの空調設備を更新するなど環境整備にも努めたところでございます。

続きまして、83ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、安心して出産・子育てができる環境を整える事業でございます。令和4年度からの新規事業で、1人当たり3回の相談支援と、経済的支援としまして、妊娠届出時に出産応援交付金として5万円、出生後に子育て応援交付金として5万円の給付をいたしました。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費でございますが、町の災害見舞金支給制度に基づき、火災等により建物に被害を受けた方への見舞金などがございますが、こちらは支出がございませんでした。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。83ページから84ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。

85ページにかけての精神保健福祉等事業は、こころのリハビリ教室やこころの健康相談の開催等、心の健康の支援に関する経費でございます。

福祉健康課長（鳴海さん） 続きまして、複合施設建設準備事業では、保健・福祉・子育て分野を中心とする新施設建設を行うための建設準備委員会を立ち上げ、先進地視察と委員会を開催し、主な支出は専門家のアドバイザー委託料でございます。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、目2予防費でございます。86ページにかけての予防費一般経費は、休日における医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター負担金、信州上田医療センター医師確保事業補助金のほか、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター再編成事業に対する補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

87ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る人件費のほか、妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育治療費助成金が主なものでございます。

88ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に

基づき各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

89ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、ワクチン接種に係る人件費及び接種委託料、接種の予約等を行うコールセンターの委託料が主なものでございます。

繰越新型コロナウイルス予防接種事業は、接種の実施に係る繰越事業として、コールセンター委託に係る経費でございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。90ページにかけての健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患検診などの委託料が主なものでございます。

91ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の高齢者を対象とした一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成のほか、介護予防のための保健指導などを実施いたしました。

食育・健康づくり推進事業は、食育や健康づくりのための教室などの開催に係る経費が主なものでございます。

目5保健センター管理費、保健センター管理一般経費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（山下君） 91ページが目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節1環境衛生委員の報酬となります。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節12家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託となります。

自治区環境整備補助事業は、節18で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助となります。

不法投棄ごみ撤去事業は、節12主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託となります。

狂犬病予防事業につきましては、節12獣医師会への狂犬病予防注射などの委託でございます。

92ページが目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節12町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

建設課長（堀内君） 続きまして、92ページ、目9上水道費につきましては、県営水道の普及を促進し公衆衛生の向上を図るため、上水道管の新設工事を実施した方に対する県営水道普及促進補助金であります。令和4年度は支出がありませんでした。

続きまして、93ページ、目10合併処理浄化槽設置費につきましては、浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため、県内市町村で組織された長野県浄化槽推進協議会への負担金でございます。

住民環境課長（山下君） 93ページから94ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費の主なものは、節10需用費の印刷製本費、毎年全戸配布しておりますごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費となります。節11はごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業は、節18で区が実施したごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節10需用費の消耗品費は、可燃ごみ、不燃ごみ、事業系ごみの指定袋の購入となります。節12は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬処理に係る委託料、節18は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。

資源物回収奨励事業は、節7報償費でPTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、節18個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

続きまして、目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節18で千曲衛生施設組合の負担金、し尿投入手数料に係る負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

94ページから95ページにかけての労政一般経費は、職員の人件費のほか、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

移住定住・就職支援事業では、節12で町内企業に勤務する方の居住状況及び人材確保に関する調査をテクノハート坂城協同組合に委託し、勤労者福祉対策事業では、節18で更埴地域勤労者共済会への補助を行ったほか、節20の貸付金では、勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。

96ページの勤労者総合福祉センター管理一般経費では、勤労者総合福祉センターの施設管理を委託している更埴地域勤労者共済会への委託料のほか、節14で老朽化による冷暖房設備の更新工事を実施いたしました。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、97ページにかけての農業委員会一般経費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬と職員の人件費が主なもので、農業者年金業務は、農業者年金への加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

繰越農業委員会一般経費では、農地の現場確認などを効率的に行うために交付される補助金を活用し、令和3年度からの繰越しによりタブレット端末の整備を行いました。

98ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費

でございます。

99ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、主なものとして節18において入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業への補助や、49歳以下の認定新規就農者への支援として、新規就農者育成総合対策事業補助金を1名に交付、また、新規就農者支援補助金として3名への補助、農地活性化奨励金では、認定農業者及び認定新規就農者を対象として、農地集積の状況に応じて6名に奨励金を交付したほか、農業後継者の経営発展に向けた取組を支援する経営継承・発展支援事業補助金を1名に交付いたしました。

また、コロナ禍における石油価格や農業用資材などの高騰に対する営農支援として、農業資材価格等高騰対策事業補助金を交付いたしました。

地域営農推進事業では、節12で農機具保管庫の管理を農業支援センターに委託したほか、節18で農業支援センターへの補助や、さかき地場産直売所への補助を行いました。

100ページにかけての需給調整推進対策事業では、直接支払推進事業費補助金により、坂城町農業再生協議会において水田における転作状況の現地確認や台帳作成などの事務のほか、需給調整を行う農家に対して転作推進補助金を交付いたしました。

農振地域整備促進事業では、町の農業振興地域整備計画の総合見直しに向けて、節12で農家などへのアンケートの実施や、農振農用地区域図の整理など、基礎資料の作成について業務委託を行いました。

農地銀行活動促進事業では、町内6か所のファミリー農園の用地借上料を支出し、101ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費のほか、節14で農産物加工センターの給湯器の更新と合併浄化槽の改修工事を行い、節17で食品加工器具の更新を行いました。

さかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信のほか、ねずこん着ぐるみの修繕を行い、節18でさかきブランドづくり事業採択者や、ねずみ大根まつり実行委員会への補助を行いました。

さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行ったもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、コロナ下でのイベントとして、テイクアウトに特化した坂城駅前葡萄酒マルシェやオンラインによるワインセミナーに対し補助金を交付し、町内外から大変多くの方にご参加をいただきました。

102ページにかけての有害鳥獣対策事業では、節12で有害鳥獣駆除を猟友会に委託したほか、節15で入横尾区及び網掛区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節18では農産物を守る電気柵等の設置補助金を交付いたしました。

目5農地費、農地一般経費では、節18でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金などの償還を行い、また六ヶ郷用水組合や各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

103ページにかけての農道等基盤整備町単事業では、農免道路和平線の用地測量のほか、坂城地区における水門の遠隔監視制御装置の更新、また、用水路2か所の改修工事を行い、町単補助事業では自治区等からの要望を受け、12地区に対し原材料支給や工事に対する補助を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計7団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対する補助金を交付し、農業水路等長寿命化防災減災事業では、千曲川増水時における迅速な対応を図るため、南条宮ノ下の欠口排水樋門の電動化工事を行いました。

次に、項2林業費、目1林業総務費でございますが、104ページにかけての林業総務一般経費では、職員の人件費のほか節12において森林づくり県民税などを活用した森林教育や里山整備を行い、また、節18において間伐などの森林造成事業に対する補助を行いました。

目2林業振興費、松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び枯損木処理のほか、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布の実施にあたっては、住民説明会の開催など、リスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行っております。

105ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る経費を支出したほか、節14において苜屋原地区比丘尼石地籍における落石対策工事を行いました。

特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱水費のほか、「お〜い原木会」への補助金を交付いたしました。

106ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員報酬のほか、節13及び節15では、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が林道の舗装補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節14では林道等の補修工事を実施いたしました。

目4森林環境整備推進事業費では、節12において森林経営管理制度に基づく対象森林の調査及び森林所有者への意向調査を行ったほか、節17で効率的な森林整備に向けたドローン等の空撮用備品の購入、節18では森林所有者への意向調査に基づき、3者協定を締結した森林整備に対する補助を行い、節24において今後の対象森林整備に向けて森林づくり基金に積立てを行いました。

次に、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございます。107ページにかけての商

工総務一般経費では、職員の人件費のほか節18において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣しております公益財団法人に補助金を交付いたしました。

108ページにかけての目2商工振興費、商工振興一般経費では、節18で商工業振興補助金を20社に対し支出したほか、商工会による経営改善普及事業、まちづくり事業、そして町内飲食事業者を支援した「坂城井井」事業に対する補助、また商業店舗等のリフォームに対する補助を6件に対し行いました。

中小企業対策事業では、節18で融資に係る保証料の補給を106件、新型コロナウイルス対策に係る融資の利子補給を242件実施したほか、町内企業の受注機会、販路拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。

また、節20の貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出し、令和4年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて106件、9億762万円の融資を実行いたしました。

また、節22で制度資金の繰上償還による保証料返還金を国庫に返納し、節24の積立金では、経営安定特別資金新型コロナウイルス対策の5年間の利子補給に対する2年目以降の補給額について積立てを行いました。

109ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理経費のほか、節12でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城へ委託したほか、節14で令和2年度に取得しました旧宮原邸敷地の基盤整備工事を実施いたしました。

110ページにかけての新型コロナウイルス緊急対策事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響を受けている町内事業所の支援として、「さかきのお店応援券事業」や中小企業等事業継続支援金事業など様々な支援事業を展開し、事業の継続や経営の安定、また雇用の維持を図りました。

目3観光費、観光一般経費では、節12で葛尾城跡などの遊歩道整備と御堂川など桜並木の手入れなどを地元区などへ委託し、節14でふるさと歴史館駐車場にある北国街道案内看板などを整備したほか、節18では各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。

町民まつり事業では、町民まつり運営のため実行委員会への補助を行いました。第45回町民まつり坂城どんどんは、開催直前に新型コロナウイルス感染者が急増したため、昼の部を中止とし、花火の打ち上げのみの実施となりました。

111ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費の支出のほか、節14の工事請負費では、B. Iプラザ北側のシャッター修繕及び屋根改修工事を実施し、節18では工業関係の各種団体への負担金、補助金を交付いたしました。

112ページにかけての工業団地整備事業では、節12でテクノさかき工業団地内の樹木伐

採などの環境整備を行い、節14で南条産業団地の調整池整備工事を行ったほか、節24で工業振興施設等整備基金への積立てを行いました。

坂城テクノセンター支援事業では、同センターへの運営補助のほか、金属3Dプリンターや三次元測定器などの試験機器の整備などに対する補助を行いました。

113ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、節12で株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託、また、展示企画として、アニメクリエイターと刀匠のコラボレーションによる「二次元VS日本刀展」などの特別展や企画展の開催に伴う経費などを支出いたしました。

建設課長（堀内君） 続きまして、113ページから114ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、土木総務一般経費は、職員の人件費のほか、節17備品購入費では、町で管理するトラックに係るスタッドレスタイヤ等に係る購入費が主なものでございます。

115ページにかけての項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費は、道路・橋梁の照明等の電気料、道路台帳の整備に係る委託料、県事業に対する町負担金が主なものでございます。

町単補助事業につきましては、町内24区が実施した24か所の土木工事に係る補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、転落防止柵など交通安全施設5か所の整備に要した経費等でございます。

目2道路維持費の道路維持一般経費は、節12委託料において町道の街路樹の剪定・除草、町内主要幹線道路の除雪対応、融雪剤散布の委託、節14では道路・側溝等の維持補修工事、節15の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの購入が主なものでございます。

次に、116ページにかけての目3道路新設改良費のうち道路改良事業（A01号線）につきましては、節12では金井工区、保地工区における補償算定業務等委託や、節14の金井工区の道路改良工事及び節16の用地代が主なものでございます。

続きまして、道路改良事業（舗装修繕）は、A01号線の坂城地区などの舗装修繕を、また繰越道路改良事業（A01号線）は、令和3年度から繰り越した保地工区の実施設計委託及び酒玉工区の工事費でございます。

繰越道路改良事業（舗装修繕）は、A01号線の坂城地区の舗装修繕を繰越しにより実施した工事でございます。

続きまして、目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業は、節12委託料で昭和橋の設計・施工監理を実施したほか、節14では昭和橋に係る修繕工事を行ったものでございます。

繰越橋梁修繕事業につきましては、昭和橋、64号橋等の橋梁修繕に係る設計業務等の委託料及び工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川総務費、河川総務一般経費は、河川愛護活動を行う18団体への補助金。

117ページにかけての目2河川改良費、河川改良一般経費では、節14の水路しゅんせつ工事10か所、水路改良工事4件等にかかった経費でございます。

次に、118ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費のうち住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

空家活用事業では、坂城町空き家情報バンクの専用ホームページの保守委託料、空家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空家バンク利用促進補助金を3件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、一般木造住宅の合計3件の耐震診断を行いました。

また、住宅リフォーム補助事業では、住環境の向上を図るため、24件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、119ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費、都市計画総務一般経費は、職員の人件費と都市計画等の策定業務委託に係る経費が主なもので、目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

120ページにかけての目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節12でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に。また、各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託や、節14ではびんぐしの里公園等の遊具等の修繕工事を行い、節24は公園整備基金への積立てを行いました。

121ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化事業が主なもので、節12においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇の管理委託、節14ではバラ公園の駐車場整備工事のほか、ベルアーチ設置工事を、節18はばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

122ページにかけての項6高速交通対策費のうち、目1高速交通総務費の高速交通対策一般経費の主なものは、節12の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行事業の委託料、節13では循環バス2台分の賃借料などで、節14では坂城幼稚園前のグリーンベルト設置工事、節18の主なものとして、しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金として沿線市町村で負担し、車両更新などを実施いたしました。また、新たな公共交通システムを検討するため、町地域交通利用促進協議会への補助を行い、デマンド交通の実証実験を開始し、乗合タクシー運行业務委託を実施いたしました。

繰越高速交通対策一般経費につきましては、3年度からの繰越事業として実施された、しな

の鉄道の車両延命修繕工事に係る負担金を支出したものでございます。

目2 高速交通対策整備事業費の湧水対策事業の主なものは、節10の町内8か所の湧水対策用井戸ポンプの電気代が主なものでございます。

項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費の主なものは、御所沢地区に係る地籍調査に係るシステムの保守等委託料及び使用料について支出したものでございます。

繰越地籍調査事業につきましては、御所沢地区について、原図等図面作成、地積測定を行ったほか、素図作成、境界立会い及び現地測量等を実施いたしました。

住民環境課長（山下君） 123ページの款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

124ページにかけての目2 非常備消防費でございますが、節7は消防団員の退職報償金、節18は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、124ページから125ページにかけての目3 消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものといたしましては、節14で第6分団のホース乾燥塔の設置工事及び防火水槽の修繕工事費、節17は各分団の更新用として消防用ホース、また第6分団の小型動力ポンプ、第3分団の軽積載車を購入いたしました。

節18は消火栓修繕5基に係る上田水道管理事務所への工事負担金等でございます。

建設課長（堀内君） 続きまして、125ページの日4 水防費、水防一般経費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。なお、総合防災訓練の際に坂城町消防団と協力し水防訓練を実施いたしました。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、126ページにかけての日5 防災費につきましては、同報系防災行政無線の管理に係るもので、節11で回線の通信料、節12では設備の保守点検料、節14で住民の異動などに伴う戸別受信機等の設置工事費など、同報系防災行政無線の通常の運用に係る経費のほか、落雷による障害を受けたシステムの復旧業務に係る委託料を支出してございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、126ページからの款10 教育費についてご説明いたします。

126ページの項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ委員会運営のための経常的経費でございます。

128ページにかけての日2 事務局費、事務局一般経費は、特別職、一般職のPersonnel費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーのPersonnel費のほか、校務用パソコンなどの使用料、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そ

して文教施設整備基金への積立てが主なものでございます。

教育振興事業は、町奨学金、特色ある学校づくり交付金や坂城高校振興補助金などの負担金補助及び交付金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、小学2年生から中学3年生までを対象に、各学校の体育館等を会場に、外国の方々との交流を通じて国際感覚を楽しみながら養う国際交流事業として、English Day in坂城町を計画いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止といたしました。

129ページにかけての私立幼稚園補助事業は、私立幼稚園への施設型給付補助金及び町内に住所を有し、町外の私立幼稚園に通園する児童の特定教育・保育の無償化に伴う給付費などが主なものでございます。

教員住宅管理事業は、老朽化していた中川原教員住宅の解体撤去に要する経費でございます。

学力向上事業は、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で学力向上に努めました。また、小学4年生以上の小中学生の体力テストを実施し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

130ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、様々な事情により登校が困難な小中学生を対象として、学校敷地外にある大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、各小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒や外国籍児童生徒などへの支援を行いました。

131ページにかけてのGIGAスクール構想推進事業につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想に基づき児童生徒1人1台端末等と、高速大容量の通信ネットワーク環境整備に係る保守委託が主なものでございます。

次に、項2小学校費、目1小学校総務費、小学校総務一般経費は、図書館司書の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、坂城小学校では昇降口タイル改修工事及びジャングルジムなどの遊具設置、村上小学校では体育館器具庫の床の張り替え及びブランコ設置などの工事を行いました。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、スマートエネルギー設備導入事業につきましては、災害時の避難所となる小学校体育館への継続的な電力供給とCO₂削減による地球温暖化対策を実現するため、南条小学校に蓄電設備を設置し既存の太陽光発電設備との連携を図るもので、今年度に繰り越して事業を実施しているものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、132ページから133ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費、修繕料など校舎管理に関わる経費、そ

して警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務の業務委託等でございます。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、消耗品、備品等の購入を行いました。小学校管理費につきましては、133ページからの目4坂城小学校管理費、135ページからの目6村上小学校管理費につきましてもほぼ同じ内容でございます。

次に、133ページにお戻りいただき、目3南条小学校教育振興費です。教育振興費は教科学習に関わる費用が主なもので、教科学習用消耗品などの購入、図書や理科実験用などの教科用備品の購入、そして就学援助費等でございます。教育振興費につきましても、134ページからの目5坂城小学校教育振興費、136ページからの目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、137ページまでお進みいただきまして、項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費は、外国語指導講師や校務支援システムの委託料のほか、中学校グラウンドの用具庫屋根防水工事を行いました。

続きまして、138ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様、中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主な内容でございます。

139ページにかけての目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や各教科で使用する教材用備品等の購入、就学援助費等が主なものでございます。

140ページにかけての項4社会教育費、目1社会教育総務費、社会教育総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、第4回びんぐしの里薪能実行委員会や文化協会など各団体への補助金などでございます。

141ページにかけての文化の館事業につきましては、光熱水費や警備委託料などの施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目2公民館費、公民館一般経費は、公民館長への報酬、副館長、分館役員の謝礼、分館活動費の補助などが主なものでございます。

142ページの各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼や各種行事に係る経費等が主なものです。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、春のスポーツ大会をはじめ町民運動会、分館対抗球技大会等の行事について中止といたしました。

分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕及び備品整備に係る補助を行いました。

143ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費につきましては、主なものは図書館長の報酬、一般職、非常勤職員の人件費のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、図書の購入費のほか、光熱水費や館内清掃等委託、電気保安点検など施設の維持管理に係る経常的経費のほか、図書館エレベーターの改修工事及び屋根の塗装防水改修工事を行いました。

144ページの図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担金が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

145ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、一般職、非常勤職員の人件費、文化財保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体への補助、旧久保家住宅の警備委託などの維持管理に関わるもののほか、旧久保家住宅東側の駐車場整備とともに、長屋門前の不要建物の解体撤去を行いました。

146ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や、「第8回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

続きまして、埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査に係る重機借り上げなどの経費が主なものでございます。

147ページにかけての目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る経費が主なものでございます。また、格致学校1階の東面のしっくい壁修繕工事を行いました。

続きまして、148ページにかけての目6文化センター管理費は、文化センターの維持管理に係る宿日直、清掃業務のシルバー人材センターへの委託料等の経費のほか、文化センター耐震補強・大規模改修工事に向けた設計委託を行いました。

次に、目7青少年育成費につきましては、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

続きまして、目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学を運営し、生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ふれあい大学教養講座の開催に係る経費が主なものであります。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、人数制限などの対策を講じた上で実施に努めました。

次に、149ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費、保健体育総務一般経費は、スポーツ推進委員等への報酬や競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。

各種スポーツ教室開設事業は、キッズスポーツ教室の指導員への謝礼が主なものでございます。

150ページにかけての体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上料のほか、町体育館の耐震補強・大規模改修工事やテクノさかきストリートパークへニュースポーツの普及を目的とした備品の整備などを行いました。

目2武道館管理費は、指導員への報酬のほか施設の管理に係る光熱水費などの経常的な経費が主なものとなっております。

次に、151ページから152ページにかけての目3食育・給食センター運営費につきましては、コロナ下における保護者の負担軽減と地産地消を推進し安心・安全な学校給食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。主なものは職員の人件費のほか、施設の燃料費、光熱水費、賄材料費や給食の配送、調理業務委託等の委託料に係る経費でございます。

財政係長（宮嶋君） 続きまして、152ページの款12公債費につきましては、長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

153ページにかけての款14予備費につきましては、上平島温泉源泉水中ポンプ交換工事485万6,730万円のほか、8件について急を要するため予備費から充当しております。

次に、「令和4年度主要施策の成果及び実績報告書」の2ページでご報告いたしております、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標である財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和4年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、括弧書きで黒字を示すマイナスの比率を参考にお示ししてございます。

次に、実質公債費比率につきましては、町の一般会計等で支払う元利償還金に一部事務組合等が起こした起債分としての町の負担分を含めた額が、町の標準財政規模の額に対し占める割合を過去3か年の平均で表したもので、前年度から0.5ポイント減の7.9%となっております。

次の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金など、将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表したもので、昨年度に引き続きマイナスでございます。

町の財政健全化判断の基準となる四つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は81億7,749万4,867円で、前年度対比プラス1.1%、8,810万5千円の増となりました。なお、予算に対する執行率は、全体で95.8%でございます。

以上で令和4年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

副議長（中嶋君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

会議の途中でございますが、ここで換気のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時36分～再開 午後 2時46分）

副議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、日程第13「議案第41号」から日程第18「議案第46号」までの6件は、令和

4年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（春日君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。5月の臨時会で監査委員に選任いただきました春日と申します。職責を全うしますよう努めてまいりますので、議員の皆様のご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、過日実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和4年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

この意見書は、8月29日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき町長に報告し、議長に提出してございます。監査はこの意見書の18ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施されております。

最初に審査の概要につきまして、審査期間は7月20日から7月31日まで及び8月17日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象は地方自治法第233条第2項の規定により、町長より審査に付されました令和4年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。内訳は坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の6会計でございます。

また、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和4年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は一般財団法人更埴地域勤労者共済会の令和4年度歳入歳出決算を対象といたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は8月17日に実施いたしました。

次に、審査の対象となる法律及び政令で定める決算附属書類は、記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和4年度に施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等からの主要施策の成果及び実績報告書を基に事業内容等について説明を聴取し、審査を行いました。基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連しておりますので、その折々に取り上げて実施しております。また、例月監査におきまして

も毎月基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として一般財団法人更埴地域勤労者共済会についても関係書類を持参していただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その使途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による財政健全化判断比率の審査につきましては、担当者から説明を聴取し、その比率の算定の基礎となる書類を基に計数の正確性を確認いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算額及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。一般財団法人更埴地域勤労者共済会につきましても正確に処理されており、適正であると認めました。また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の概要について取りまとめました。適宜意見を添えながら説明させていただきます。

まず総括として令和4年度の決算について、一般会計と特別会計を表にまとめてございます。一般会計は歳入総額が82億8,637万2,836円、歳出総額が81億7,749万4,867円になりました。歳入歳出差引残高は1億887万7,969円となりました。

一方、特別会計ですが、五つの会計の合計額で歳入歳出総額を記載されております。歳入総額46億242万8,437円、歳出総額が45億5,871万9,922円になりました。歳入歳出差引残高は4,370万8,515円となりました。

次に、4ページになりますが、財政指標について取りまとめてございます。主要な四つの指標ではありますが、いずれも比率をもって評価するものであり、一つの目安として受け止めていただきたい数値であります。

まず、経常収支比率は79.1%です。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。昨年より0.1ポイントの増となっておりますが、昨年に引き続き低い数値となっております。引き続き抑制に向けて留意していただきたいと思っております。

次に、財政力指数ですが、0.641であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われておりますが、3年平均で昨年より0.041低下しております。引き続き財政の健全化に向けて努めていただきたいと思っております。

公債費比率は4.4%、実質公債費比率は7.9%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合であります。また、実質公債費比率は下水道会計を含めて計

算した数値でもあります。起債事業は将来の負担を負うものですから、運用にあたっては十分留意され、引き続き健全な財政運営に努めていただくようお願いします。

次に、5ページから8ページにかけまして、一般会計の詳細についてまとめてございます。決算額は歳入総額が82億8,637万2,836円、歳出総額が81億7,749万4,867円、歳入歳出差引残高は1億887万7,969円となり、そのうち2,400万円を地方自治法第233条の2の規定による基金として積み立てております。

歳入につきましては、収入済額は前年度と比較して1億1,082万2,026円の増加となっております。令和4年度の款別の収入状況は、表のとおりでございます。

次に、6ページには町税の税目別収入状況を一覧にしております。町税、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、全体の収入済額は27億7,811万4,440円で、前年と比較して額で1億8,788万6,418円、率で7.3%の増加となっております。町民税の収入済額は12億7,023万6,867円で、前年比8.4%の増となっております。そのうち個人町民税は12%の減、法人町民税は額で1億9,975万8,900円、率で60.6%の増となっております。

次に、収納率についてですが、現年課税分で99.5%となり、前年度と比較して0.2ポイントの改善、滞納繰越分を含めた町税全体で94.7%と、前年比1.3ポイント改善されております。

一方、収入未済額全体の残高は、収入率の増加、滞納処分が行われたこともありまして、前年より5,017万9,054円減少となっております。未納額の解消には大変ご苦労されているところではあります、引き続き徴収率の向上に努めてください。

なお、不納欠損の処理については、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

歳出の状況については、8ページにまとめてございます。歳出額は前年比8,810万5,276円の増となっておりますが、支出状況を款別の表にしてあります。また、表の下にまとめてありますが、令和4年度は、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大により町行事等が中止となる一方で、原油価格・物価高騰等の影響を受ける町民や事業所等への支援など多くの事業が実施されるなど、大変な年度でありました。

そんな中でありますが、各事務事業の執行に適切に取り組まれているものと考えます。引き続き住みよいまちづくりを進め、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに積極的に取り組む中で、予算の適正かつ効率的な執行をお願いいたします。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出の決算額、収納の状況等を9ページから11ページにまとめてあります。お目通しいただき、説明のほうは省略させていただきます。

11ページ下段になりますが、実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

12ページから13ページは、基金の運用状況についてです。一般会計18基金、特別会計2基金となっております。各基金の設置目的に合った活用がなされ、その処理は適切であると認めました。

次に、工事検査であります。7月31日に本年度施工された工事のうち、14ページに記載の4か所について調書としてまとめてあります。いずれも計画どおり執行されていることを確認しました。

次に、指摘事項であります。一般会計は各課ごと、特別会計は会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについて取りまとめました。各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしてあります。

また、財政支援団体については、監査の折にその内容を伝えてあります。個々の内容については省略しますが、お目通しいただきたいと思っております。

最後になりますが、財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。この法律は地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。その中で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、当町では決算が黒字ですので数値が入ってきません。実質公債費比率は7.9%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされているものと言えます。

将来負担比率は一般会計の地方債残高のほか、下水道事業の特別会計や葛尾組合などの一部事務組合、広域連合などに対する債務を含めた自治体が背負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率で、将来的な負担の重さを示すもので、黒字であったため数値が入りません。

また、資金不足比率は公営企業としての下水道事業の資金が充足されているため、数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き将来に向け健全な財政運営を期待しております。

以上をもちまして令和4年度の決算審査のご報告とさせていただきます。

副議長（中嶋君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日1日から9月7日までの7日間は議案調査等のため休会といたしたいと思いを。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長(中嶋君) 異議なしと認めます。

よって、明日1日から9月7日までの7日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は9月8日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時03分)